

独立行政法人農林漁業信用基金の見直しの基本的考え方

資料 5 - 2

事務・業務の内容

1 農業信用保険業務

農業信用基金協会が行う債務保証についての保険

認定農業者に低利な短期運転資金を貸し付ける民間金融機関に低利な貸付原資を預託する農業信用基金協会への貸付

2 林業信用保証業務

林業者が民間金融機関から経営改善に必要な資金を借り入れる際の債務保証

計画認定者に低利な運転資金等を貸し付ける民間金融機関に低利な貸付原資を預託する都道府県への貸付

計画認定者に無利子資金を融通する農林公庫への無利子貸付原資の寄託

3 漁業信用保険業務

漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険

計画認定者に低利な短期運転資金を貸し付ける民間金融機関に低利な貸付原資を預託する漁業信用基金協会への貸付

4 農業・漁業災害補償関係業務

農業・漁業共済団体に対する共済金等の支払財源の貸付

事務・業務の特徴

農業においては、担い手の育成が急務(施策を認定農業者等に集中)

保証保険業務は農業者の信用力を強化

農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に限定し、運転資金を低利で融通するための措置

林業・木材産業においては、川上・川下が一体となった構造改革を推進することが急務

保証業務は林業者等の信用力を強化

林業経営基盤強化法に基づく計画認定者に限定し、運転資金等を低利で融通するための措置

林業経営基盤強化法に基づく計画認定者に限定し森林施業規模の集約化に向けた金融支援を実施

寄託業務は無利子資金を融通するための措置

漁業においては、効率的かつ安定的な経営体の育成が急務

保証保険業務は漁業者等の信用力を強化

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく計画認定者に限定し、運転資金を低利で融通するための措置

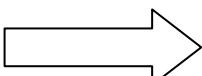
農業・漁業災害補償制度は、国の基幹的な災害対策
共済金支払財源貸付は共済金の円滑な支払を確保する
もので災害対策の一環

見直しの基本的考え方

【事務・業務の見直し】

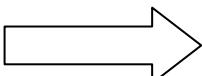
1 保証・保険

融資機関と保証・保険機関との適正な責任分担を図り、融資機関のモラルハザードを防止



保証機関による保証割合を引き下げ、融資額の一部については融資機関が責任を持つ「部分保証」を活用
・部分保証の導入(農業・漁業)
・部分保証の拡大(林業)

保証・保険収支の改善による中長期的な収支均衡の確立

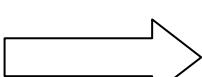


引受時等の審査の厳格化
・大口案件の引受や保険金請求時における基金協会との事前協議の徹底(農業・漁業)
・林業保証の新規引受を正常先又は要注意先に限定

事故率を踏まえた保証料・保険料の見直し

2 融資(低利預託原資貸付)

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直し

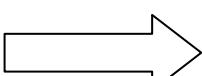


貸付条件の見直しや借入手続きの簡素化を検討
(資金メニューの廃止を含む)

資金需要を精査し、不要枠が生じた場合には出資金の取り扱いを検討

【情報開示の充実】

農林漁業政策における信用基金の位置づけとその役割(必要性)について説明



国民の視点から見ても解りやすい形での情報開示の徹底により、十分な説明責任を果たす